

栃木県は、県内の工業の実態を明らかにするため、全国の製造事業所を対象とした調査である工業統計調査及び経済センサスー活動調査（以下「活動調査」という。）の結果を県独自に集計し「栃木県の工業」として公表しています。

栃木県の工業（2019年工業統計調査結果報告書）は、2019年6月1日現在で実施した2019年工業統計調査の結果について集計したものです。

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とするものです。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

3 調査日

2019年6月1日

4 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、大分類E－製造業について、以下の全てに該当する製造事業所について行いました。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・従業者4人以上の事業所であること

5 産業分類

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。

6 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様の方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業です。

(3) 「Ⅲ 統計表 7 品目分類別統計表」について

当該表では、上記産業の格付けとは関係なく、該当品目を生産したすべての事業所が集計されています。

7 統計表の項目の説明

(1) 事業所数は、2019年6月1日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数は、2019年6月1日現在の数値です。

従業者とは、以下のア〜クに該当するものをいいます。従業者数は、下記算式により算出しています。

$$\text{従業者数} = \begin{array}{|c|} \hline \text{個人業主及び} \\ \text{無給家族従業者} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{有給役員} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{常用雇業者} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{送出者} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{出向・派遣} \\ \text{受入者} \\ \hline \end{array}$$

ア「個人業主及び無給家族従業者」とは、以下の(ア)、(イ)に該当するものをいいます。

(ア)「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人。

(イ)「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人。

イ「有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

ウ「常用雇業者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「正社員・正職員としている人」及び「正社員・正職員以外の人（パート・アルバイトなど）」に分けられます。

(ア) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇業者」に含まれます。

(イ) 個人業主の家族で、実際に雇業者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

(ウ) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主としますが、個人業主としなかった他の人。

エ「正社員・正職員としている人」とは、常用雇業者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。

オ「正社員・正職員以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇業者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。

カ「臨時雇業者」とは、常用雇業者に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。

キ「送出者」とは、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

ク「出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

(3) 現金給与総額は、2018年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額など」の合計をいいます。

(4) 原材料使用額等は、2018年1月から12月までの1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計をいいます。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

カ 転売した商品の仕入額とは、2018年1月から12月までの1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等は、2018年1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず・廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいいます。

ア 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、2018年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、2018年中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額とは、2018年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額とは、上記ア、イ及びくず・廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

(6) 付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出しています。

ア 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \boxed{\text{製造品出荷額等}} + \left(\boxed{\text{製造品年末在庫額}} - \boxed{\text{製造品年初在庫額}} \right) + \left(\boxed{\text{半製品及び仕掛品年末価額}} - \boxed{\text{半製品及び仕掛品年初価額}} \right) - \left(\boxed{\text{消費税を除く内国消費税額}} + \boxed{\text{推計消費税額}} \right) - \boxed{\text{原材料使用額等}} - \boxed{\text{減価償却額}}$$

(*)

イ 従業者29人以下

$$\text{粗付加価値額} = \boxed{\text{製造品出荷額等}} - \left(\boxed{\text{消費税を除く内国消費税額}} + \boxed{\text{推計消費税額}} \right) - \boxed{\text{原材料使用額等}}$$

(*)

*：消費税を除く内国消費税額

=出荷数量等から推計した酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）は、2018年1月から12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によります。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

- (ア) 土地
- (イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- (ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）
- (エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

イ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

エ 有形固定資産の投資総額は、下記算式により算出しています。

$$\text{投資総額} = \boxed{\text{取得額}} + \boxed{\text{建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）}}$$

(8) 生産額は、下記算式により算出しています。

$$\text{生産額} = \boxed{\text{製造品出荷額}} + \boxed{\text{加工賃収入額}} + \left(\boxed{\text{製造品年末在庫額}} - \boxed{\text{製造品年初在庫額}} \right) + \left(\boxed{\text{半製品及び仕掛品年末価額}} - \boxed{\text{半製品及び仕掛品年初価額}} \right)$$

(9) 減価償却額は、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

(10) 製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(11) 敷地面積は、2019年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵など、何らかの方法で区別できる場合は、除外します。
なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は、含まれます。

(12) 工業用水は、事業所内で工業生産のために使用された用水の一日当たりの水量です。

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

8 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。なお、小数点以下の数字が表章されている項目については、それぞれの公表数値の1桁下を四捨五入した結果です。数値がマイナスのものは「▲」、該当数値がないものは「－」で表しました。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としました。

9 本報告書の概要及び推移における留意点

(1) 本報告書において、「2016年」、「2015年」、「2012年」及び「2011年」（下線のある調査年）の数値は活動調査、その他の調査年の数値は工業統計調査の数値です。

(2) 調査結果のうち、製造品出荷額等や現金給与総額などの経理事項は、活動調査及び2017年以降の工業統計調査は調査前年の1年間、その他の工業統計調査は調査年1年間の数値です。

また、事業所数、従業者数などの経理事項以外の事項は、2016年活動調査及び2017年以降の工業統計調査は調査年の6月1日現在、2012年活動調査は2月1日現在、その他の工業統計調査は12月31日現在の数値です。

(3) 2007年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算しています。

また、2007年調査から製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」及び「付加価値額」については2006年以前の数値とは接続しません。

(4) 2010年における「石油製品・石炭製品製造業」、「非鉄金属製造業」の製造品出荷額等及び付加価値額については、一部企業における製販合併に伴う増大要因を包含しています。このため、数値の解釈に当たっては、この点に十分留意してください。

(5) 2016年活動調査の数値のうち、【01】個人経営調査票で把握した事業所については、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のみの集計となっています。

(6) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（2015年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しました。

<ガイドライン> http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

10 本報告書で用いる産業分類及び略称等

(1) 本報告書の表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりです。

中分類番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他

(2) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297